【 6 】

氏名	草地　未紀
授与した学位	博　　士
専攻分野の名称	法　　学
学位授与番号	博甲第２５０４号
学位授与の日付	平成１５年　３月２５日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 （学位規則第４条第１項該当）
学位論文題目	消費者関係法に関する一考察 －新しい消費者法体系の構築に向けて－
学位論文審査委員	主査・教授　右近　健男　教授　守屋　　明 教授　藤田　寿夫　教授　松村　和徳 京都学園大学法学部教授　坂東　俊矢

学位論文内容の要旨

消費者保護基本法の制定から 30 年が経過した今日、消費者保護に関する法政策にこれまでとは全く違った動きが生じている。それは、消費者を「保護」することのみを念頭においた法政策から、自由な市場メカニズムの中で消費者の「自立」を促す法政策へと移行させようという動きである。このような動きの一環として、2000 年 4 月 28 日に「消費者契約法」が制定された。同法は、公正な市場秩序の強化は結果的に消費者の利益ともなるという考えに基づいて、「規制緩和の時代にふさわしい消費者のための新たなシステムづくり」をスローガンとする新しい民事ルールである。この消費者契約法は、従来、経済秩序において流通構造の末端に位置し、受動的にのみ経済活動に参加すると捉えられていた消費者が、今後、経済秩序形成の一翼を担う主体となることを期待している。

本論文では、まず、第 1 章において、戦後の消費者保護政策を概観したうえで、今日の規制緩和時代における消費者の「自立」概念について再構築を行う。その際、消費者契約法が今後の消費者問題に及ぼしうる影響について、手続的正義の観点から考察することにより、消費者契約法が消費者の「自立」の実現に寄与しうる可能性について検討する。従来のような規制による保護のみでは、過去の経験から言っても、新しく生じてくる消費者被害に十分な対応をすることは困難である。そこで今後は、消費者が、自己の意思によって行う選択行動や契約締結を、結果がどのようなものであれ十分納得して受け入れられるようにするために、公正な手続に則って契約を締結する権利を消費者に与えていかなければならない。消費者契約法は、その手続的正義の保障を支援するための一つの方策としても意義づけられる。

次に、第 2 章において、民法の拡張解釈などによって解決されてきた従来の消費者契約に関する判例に照らして、消費者契約法がいかなる特徴を有するかについて分析する。それによって、民法、判例法理、そして消費者契約法における新たな民事ルールの整合性について検討するとともに、消費者契約法のより実効的な活用方法について検討する。消費者契約法は、当初、新しい民事ルールとして消費者契約の領域全体において民法とは別個の役割を担うことが期待されていたが、多くの問題点から、消費者契約法によってもなお消費者を救済できない場合に、判例法理を含めた既存の民事ルールによってその不十分さを補うという方向性へと法運用上の関心が移行していったように思われる。ただ実際には、基準の明確化や具体化に重点を置いたために、消費者契約法の適用範囲は非常に狭いものとなっており、結局のところ、ほとんどの消費者契約に関する紛争は、まず民法など既存の民事ルールによって処理され、その中で、消費者契約法の要件に完全に適応する限られた事例のみが消費者契約法によって救済されうることになるのではないかと考えられる。

また、第3章においては、少額訴訟手続を取り上げる。従来、消費者被害の中でも少額少数被害については、裁判コストなどの問題から、消費者は泣き寝入りせざるをえない場合が多かった。しかし、消費者契約において日常的に起こりうるのは、少額少数被害であり、最も救済が必要な被害類型であると思われる。そこで、裁判コスト削減と、当事者本人による訴訟参加を比較的容易にすることを目指して新民事訴訟法に創設された少額訴訟手続が、現実にどのように運営されているのかを分析するために、約1年半、ある簡易裁判所で少額訴訟事件を毎週傍聴してデータをまとめた。これらのデータをもとに、少額訴訟手続における裁判官の和解勧試について検討し、その問題点を明らかにしたうえで、市民がより利用しやすい手続となりうる方法を模索することを試みる。少額訴訟手続においては和解手続が多用されており、それが様々な問題を生じさせている。裁判官が和解手続を行う実質的理由は様々であり、和解により紛争を終結させることを目的としている場合はもちろん、判決を前提としながら、形式的に和解手続を行う場合もある。被告の経済状態などに鑑み、和解手続が実質的に有用であると思われる場合もあるが、当事者がともに和解を望んでいないにもかかわらず和解が試みられる場合には、かえって争いが激化したり、当事者がともに不本意と感じる結果が生じたりする。このような問題を孕む少額訴訟手続が少額少数被害救済のために実効的に運用されるには、当事者が限られた時間と証拠のみでも納得のいく自己主張をしうるよう、原告被告双方に対して十分な手続教示をするための新たな機関の設置が必要である。

本論文は、以上の分析検討を通じて、契約の締結から紛争が生じた場合の解決手段に至るまで、消費者が一層「自立」して選択決定を行うための支援をしうるような新しい消費者法体系の枠組を展望していくこととする。

学位論文審査結果の要旨

1 (1)本論文は、消費者契約法を基軸に、その実行手段（エンフォースメント）としての訴訟手続である少額訴訟制度までを視野に入れて論じるという視点は、大変ユニークであり、その法社会学的手法を含めて、今後の消費者法研究の一つのあり方を示すものであるといいうる。各章ごとに見ると、第1章に見られるように、消費者に関する公法や私法をも視野に入れて救済手段についても考察しようとする極めて広い視野に立つ論稿であることが第1の特色である。また第2章の消費者契約法における契約締結過程に関する問題点の指摘につき、従来の判例を用いた点が目新しい。しかし何よりも特筆すべきは自ら足を運んで資料を収集して、消費者契約法に基づく紛争の解決は少額訴訟によって行なわれるという筆者の認識のもとで、これを取り上げ、若干のケース紹介にまで及んでいる第3章であり、極めてユニークな労作である。

(2)第1章で述べられた消費者保護政策の展開は、解釈学上は、消費者契約法自体がその立法過程において比較法的な検討をも踏まえた、かなり消費者保護に熱意を込めたものであったにも拘わらず、成立してみると、なんとも中途半端な存在であることを考慮するとき、消費者問題の解決に当たって、消費者契約法を単に民法の特則という視点からのみ解釈するのではなく、一連の消費者立法の流れの上に立って解釈しなければならないという基本的態度の必要性を指摘するものでもあり、消費者法研究者が心しなければならない基本問題を指摘するものと評することができよう。

また法社会学的観点から第1章を見ると、消費者契約法を基礎づける、いわゆる「消費者の自立」を通じた消費者の権利確保という視点が、高齢者や主婦などをターゲットとして生じる深刻なる消費者被害の当事者イメージと合致しないこと、したがって、理念化された消費者を前提として消費者保護法の体系を論じるのは、広く薄く存在する消費者被害の救済のための法政策を論じるという観点からは有用であっても、消費者問題にとって優先的検討課題である悪質商法による被害者の救済という観点からは必ずしも適切ではないということを前提とした上で、機能的な観点から消費者法システムを再構築するための基本的枠組を提示しようとしている点にその意義があると考える。したがって、消費者保護という法システムの

基本理念そのものが変更されるべきではないこと、しかしながら、消費者保護法の枠組の中で行われてきた様々な法政策がこれまで十分に消費者を保護することができなかったという事実をふまえ、消費者の「自立」と「自己決定」への配慮を消費者保護システムの中に組み込むことによってはじめて実効的な消費者保護政策が成り立つという考え方は重要であり、このように従来の規制行政中心の消費者保護政策を的確に批判しつつ、消費者契約法の今後の展開を建設的に見通そうとすることは、今日の益々複雑化しつつある消費者問題への法的対応として適切であると考える。

第２章における民法と消費者契約法との整合性追求は、消費者契約法研究においてすでに大なり小なり試みられているところではあるが、その多くは抽象的なレベルでの議論展開であるといい得る。そこに従来判例において見られる解決策を投影することによって、一層問題点を浮き彫りにしているという点で評価し得る。他方立法のもたらす社会的機能という観点からは、当該法律を制定することによって人々の権利主張あるいは権利実現がどのように変動するかということが主たる関心事となる。このような裁判外における立法の機能的意義を考察するに当たっては、判例によって確立されている法的規範システムの内容が当該立法によりどのように変更されることになるかということよりも、当該法律が市民にどのようなものとして認知され、援用され、あるいは援用されないかということが一層重要である。本論文は、ドグマーティクとしての法解釈学の思考枠組を利用しながら、高度に専門化されていない市民あるいは準法律家の視点からして、消費者契約法という立法がどのような意味で消費者保護に貢献するのか、あるいはしないのかについて、法政策的観点を含みながら考察している点に特徴と意義があると考える。

第３章で扱っている消費者問題の司法的解決という課題は、古くて新しい課題である。身近な被害の自主的救済にとって司法システムが果たしてどの程度貢献しうるのかという点は、今日の司法制度改革をめぐる議論の主要な検討事項でもある。「自立した」一般消費者が自らの被害を回復するために司法システムを利用する場合、いわゆるＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）を超えて裁判手続を利用しようとするならば、今日最も使いやすいものは少額訴訟手続である。このような観点からすれば、現実に少額訴訟手続において消費者が自らの権利回復を図っているか否かはともかく、当該手続が消費者被害の救済に適したものであるかどうかは実証的に検討される必要がある。本章は、丹念な観察調査を基に、少額訴訟手続の実態を理論的に分析し、消費者被害救済のために果たしうる少額訴訟手続の可能性とその限界について論じたものであり、その素材として消費者被害事例が見出されないとしても、法政策的観点から少額訴訟手続の消費者問題解決への寄与可能性を論じたものとして意義がある。特に、少額訴訟手続への市民の期待に内在する、相対立する諸要素を析出しつつその相互連関と問題性を論じている点は、少額訴訟手続に限定されない訴訟手続一般の問題性を分析・評価する際の手がかりを与えるものとしても評価できる。

２　今までのところ消費者は少額訴訟手続を利用しようとする動きが見られない。その原因が単なる時間的なものであればともかく、制度的な欠陥であるとすると、少額訴訟の問題点として指摘される「和解」への傾向が、消費者訴訟にとっても阻害要因となっているとの論では説得力が十分ではない。両者のあり方の究明は、残された課題といえよう。

３　このような問題があるものの，こうした法社会学的な研究手法を消費者法の解釈や政策提言にいかしていくことが、今後も求められる。そのための研究としては、重要な第一歩となる研究である。

以上の意味において本論文は博士論文に値するものと評価することができる。